

八戸市中央卸売市場条例の改正について
(消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について)

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年 10 月 1 日から消費税等の率が 8%から 10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年 9 月議会へ提出する予定である。

1 改正の概要

区 分	改 正 後	現 行
第 55 条第 4 項 卸売をした物品の相手方の明示及び引取り	消費税額及び 地方消費税額	100 分の 8
第 60 条第 3 項 卸売予定数量等の報告		
第 63 条第 1 項 仕切り及び送金		
第 66 条第 1 項 買受代金の即時支払義務		
第 64 条第 1 項 委託手数料の率	100 分の 110	100 分の 108
第 76 条 使用料		

*第 64 条第 1 項の委託手数料及び第 76 条の市場使用料については、消費税に相当する額を除いた卸売金額及び販売金額に料率をかけた算定する。

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日